

No	編	章	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	担当課
1	I	1	P5	「(1) 障がい者数の推移」障がい者数、内訳等を見ると、身体障がい者に関しては高齢化が進んでいるといえるが、知的障がい者については14ページの表1-2-5のように、むしろ軽度の障がい者数が増えている。一律に「障がいの重度化・重複化と障がいの高齢化が進んで」という表現は間違いではないか。	知的障がい者数につきましては、軽度の障がい者数が増え、全体に占める各等級の割合も変化しておりますが、重度の障がい者数についても、年々増加しております。そのため、障がい者全体の表現として「また、全体的には障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んでいます。」と記述いたしましたが、より現状の推移を正確に表した「また、全体的には重度障がいの方の割合が依然として多く、高齢者の割合も多くなっています。」に修正いたします。	障害福祉課
2	I	2	P23	「(2) 地域で支える仕組みづくり」について、地域社会における相互扶助、地域活動や地域ボランティアなどは重要だが、そういった地域社会づくりのため公的機関が出来る事があるはずなので、「自分や地域でできないことを公共が支える、また、自助・共助が生まれる地域づくりを支える」とすべき。	自助・共助・公助の考え方については、個人や地域、行政がそれぞれできることを行い、お互いを理解し、補い合っていくものであると考えておりますので、素案のように記述しております。	障害福祉課
3	I	3	P26	「3.教育・育成の充実」について、前段に「ともに学び、育つことは…重要」とあるが、「そのため、」以降の文言がともに学び育つことに直接関連しないような表現になっている。「一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、ともに学ぶ教育の推進を図ります」とすべき。	障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築にあたり、ともに学ぶことを追求していくことが求められています。県は、支援籍学習を推進し、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の学校等で交流及び共同学習を行うことでその具現化を図るとしてあります。本市といたしましてもこの考えに基づき県立特別支援学校と連携をとりながら「ともに学ぶ場」を市内の学校等に設定することで、障がいのある児童生徒たちの個性や可能性を伸ばしてまいりますのでご理解ください。	教育センター
4	II	1	P37	「(1)-1 地域住民と障がい者との交流の促進」について、障がい者団体も地域住民で構成されているので、「地域との交流」ではなく「地域での交流」としたほうがよい。	「地域との交流」は地域の団体や組織等との交流、「地域での交流」は地域における交流と理解しております。「(1)-1 地域住民と障がい者との交流の促進」については、主要施策の「2 地域での交流と理解の促進」の中の施策であるため、地域における団体等との交流促進に関する施策となっておりますので、素案のように記述しております。	障害福祉課 子育て支援課 市民活動支援課

No	編	章	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	担当課
5	Ⅱ	1	P37	「(1)-3 障がい者の公共施設の利用促進」について、「障がい者と地域住民が活発に交流できるように」という表現では、障がい者は地域住民ではないように読めてしまう。「地域住民の一人である障がい者が活発に活動できるように」としたほうがよい。	バリアフリー化や減免などの取組により障がい者の方への施設利用促進が図られることになり、それらを活用して障がい者と地域との交流を活発にすることを記述しております。	市民活動支援課 関連各課
6	Ⅱ	2	P46	「(1)-1 乳幼児等健康診査事業の充実」について、乳幼児健康診査事業が共に育つことにつながるよう、「育児相談等を行い、健全な育成を図ります」の部分を「育児相談等を行い、健全な育成を図り、ともに育つことを支えます」としたほうがよい。	第4次越谷市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を目指すために、疾病予防対策の充実として、乳幼児等健康診査事業の充実を掲げました。乳幼児健康診査は、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育につながるスクリーニングの役割を持つことから、まずは健全な育成を図りこと、それにより地域社会でともに育っていくものと考えての記述としております。	市民健康課
7	Ⅱ	2	P49	「2 地域療育システム」の施策の方向について、「早い時期から個性に合わせた療育」とあるが、個性に合わせる事が共に育つことを疎外しないようにすべきなので、「ともに育つ場で早い時期から個性に合わせた療育」とすべき。	障がい児に対する療育は、児童一人ひとりの特性や障がいの程度等によって多岐に渡るため、必要な療育が必ずしも集団において行われるものとは限らないことから、記述の表現としております。	子育て支援課
8	Ⅱ	2	P54	「(2) 精神・難病保健医療体制の充実」のところで、高次脳機能障がいの早期発見・早期診断について記してほしい。	精神・難病保健医療体制の充実の項目には全ての精神病・難病を対象にしており、高次脳機能障がいも含んでの記述としております。	保健所精神保健支援室
9	Ⅱ	3	P57	「第3章 教育・育成の充実」の現況と課題について、「こうした状況に基づき、市内の小・中学校に肢体不自由、知的障がい、自閉症、情緒障害に応じた特別支援学級を設置するとともに」とあるが、障がいのある児童生徒は特別支援学級だけでなく、通常の学級にも在籍しているので、「こうした状況に基づき、市内の小・中学校の通常学級とともに学ぶことを支援し、必要に応じて肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がいに応じた特別支援学級の設置」としたほうがよい。	本市では、学校教育法施行令の趣旨に則り、児童生徒を中心に据えた早期からの就学相談を実施し、越谷市就学支援委員会の判断をもとにしながら保護者との合意形成を図り就学先の決定をしています。障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築にあたり、通常学級のみならず児童生徒それぞれの障がいの状況やそれに基づく教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備が求められています。本市においては、これまでも計画的に特別支援学級等の新設設置を進めてまいりました。今後も障がいのある児童生徒及びその保護者の多様な教育的ニーズに応えるため、その拡充を図ってまいります。	教育センター

No	編	章	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	担当課
10	Ⅱ	3	P61	「(1)-2 福祉体験等の充実」について、当事者のエンパワメントの考え方から、学校における福祉教育にはできる限り当事者参加の考え方を取り入れて欲しいので、「各教科及び総合的な学習の時間などに、高齢者や障がい者も講師となって高齢者疑似体験・車いす体験などの」とすべき。	「各教科及び総合的な学習の時間などに」の後ろに「高齢者や障がい者も講師となって」と記述を加えます。	指導課
11	Ⅱ	3	P63	「(3)-2 市内在住者を学区とする特別支援学校や障がい者福祉施設等との連携」について、「市内在住者を学区とする特別支援学校」の表現がおかしい。「市内を学区とする児童生徒の通う特別支援学校」とすべきだが、(3)-3の支援籍学習との違いがわかりにくいので、この部分は不要なのではないか。	ご指摘いただいた「市内在住者を学区とする」という表記につきましては、削除します。また(3)-2につきましては、障がいのない児童生徒が障がい児者への理解を深める目的をもつ取組であり、(3)-3の支援籍学習については、その目的が障がいのある児童生徒の個々のニーズによるものという違いがありますので、記述の表現としております。	教育センター
12	Ⅱ	3	P65	「(2)-2 早期療育教室等の充実」について、早期療育教室は重要だが、同年代の子どもとの育ち合いもできる限り保障すべきなので、「保育所との連携」の部分に、「アウトリーチの手法も含め保育所との連携」としてほしい。	この項目の「連携」は、保健センターや保育所との連携を図ることでスムーズな就園が行えるよう相互の情報伝達を行っていくというもので、交流や巡回という意味ではありません。但し、正確に伝えるため「保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します」に修正します。	子育て支援課
13	Ⅱ	3	P67	「(1)-3 就学相談の充実」について、共に学ぶ教育を推進するという方向から、「特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供」とあるが、「通常の学級で学んでいる例や特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供」とし、「児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育を受けられるよう就学相談を充実」の部分に「児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が、ともに学ぶ環境の中で受けられるような就学相談を充実」とすべき。	障がいのある児童生徒の、その時々々の教育的ニーズに基づき、最適な環境において教育活動を進めることが、一人ひとりの個性や可能性を伸ばしていくもととなります。児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するための学びの場として、本市においては、特別支援学級や通級指導教室を、県については特別支援学校を設置しています。就学相談における就学先の決定に向けた判断の一助となるよう今後も、特別支援学級等の見学を進めてまいりますのでご理解ください。	教育センター
14	Ⅱ	4	P76	「(2)-1 就労継続支援事業所等の充実」について、施設を拠点にして障がい者が多様な働き方に取り組んでいる今の越谷市の状況を考えると、就労継続、地域活動支援センターなど細かくかき分けず、タイトルを「多様な働く場としての福祉サービス事業所の充実」として、本文を「就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなど、地域の福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点となって、利用者の工賃の向上を図れるよう支援します。」とすべき。	障がい者が多様な働き方に取り組んでいる本市の現状を記述しておりますが、現在の状況をよりわかりやすくするため、タイトルを「障害福祉サービス事業所等の充実」に、本文を「就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上を図れるよう支援します。」と修正いたします。	障害福祉課

No	編	章	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	担当課
15	Ⅱ	5	P83	「(1)-6 発達障がい児(者)への相談支援の充実」と同様に、高次脳機能障害についても埼玉県などと連携を図り相談支援体制を充実する旨のことを「(1) 相談・情報提供体制の整備」のところに記してほしい。	高次脳機能障がい者への相談支援の充実については、82ページの「(1)-1 相談支援窓口の充実」に含まれておりますが、より具体的な記述とするため、ご意見を参考に83ページに、施策のタイトルを「(1)-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実」とし、本文を「埼玉県の高次脳機能障害者センター等との連携を図り、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。」を記述を加えます。	障害福祉課 子育て支援課 関連各課
16	Ⅱ	5	P84	「コミュニケーション支援事業」を「意思疎通支援事業」に変更し、高次脳機能障がいも対象となることを記してほしい。	意思疎通支援事業については、国の地域生活支援事業実施要綱で定められている市町村地域生活支援事業に位置付けられており、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等」を対象としていることから、高次脳機能障がいも含まれるものと理解しております。現在、国においては、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、高次脳機能障がい等意思疎通を図ることに支障のある方に対する支援のあり方について、検討を行っているところです。今後も、国の動向を注視しながら、本市における意思疎通支援事業のあり方について、研究課題としてまいりたいと考えておりますので、記述については、聴覚等に障がいのある方を対象としたコミュニケーション支援事業としています。	障害福祉課
17	Ⅱ	5	P94	78ページの現況と課題の中に「精神科入院患者や施設入所者の地域生活への円滑な移行や支える家族の高齢化に伴い、グループホームなどの住まいの場を確保」とあるが、94ページからの「住まいの場の確保」の中には、施設入所している障がい者の地域生活移行という考え方が明確ではない。 「地域において自立した生活を望む方」を、「地域で暮らし続ける事や施設を出て地域での暮らしを望む方」とした方が明確になる。	「地域において自立した生活を望む方」についての表記は、地域で暮らし続ける事を望む方や施設を出て地域での暮らしを望む方、家族から自立してくらすことを望む方なども含まれているものとして記述しております。	障害福祉課

No	編	章	主な該当箇所	意見要旨	市の考え方	担当課
18	Ⅱ	5	P96	「(1)-3 施設入所支援の充実」について、N0.17と同様の理由で、「ショートステイなど地域生活を支えるサービス拠点としての機能の充実を図ります」の後に、「施設に入所している障がい者で、地域生活を希望する障がい者が地域に移行できるような支援の充実を図ります」とすると、越谷市の地域生活への取り組みの姿勢が明確になると思う。	「施設入所支援の充実」については、入所生活の支援や在宅介護者の負担軽減、一時保護等、入所施設での生活を必要としている方に対する支援を記述しております。施設から地域生活への移行を望む方を対象とする施策につきましては、地域移行やグループホームに関する施策において記述しております。	障害福祉課
19	Ⅱ	7	P116	「(1)-2 講演会・フォーラムの開催」について、障がい者のことを理解してもらうためには、障がい者自身と接することが一番だと思ふ。講演会・フォーラムについても、できる限り当事者の参画を検討すべきなので、たとえば最後に「講演会・フォーラムの開催においては、障がい者自身が講師となって参画することも検討します。」としてほしい。	<p>人権に関する啓発では、多くの方の人権意識の高揚を図るため、本市を含む埼玉12市町と市民団体が協働で「埼玉人権を考えるつどい」というイベント事業を実施しています。このイベントでは、障がい者団体を含む団体が、舞台発表、展示や出店販売などを行い、多くの方がさまざまな団体とふれあいながら人権問題について考えていただく機会となっています。</p> <p>また、これまでに開催した人権問題に関する講演会等においては、障がい者の方に講師を依頼した実績もあり、ご自身の体験をもとに生きる喜びや命の尊さについて講演いただいたところで</p> <p>す。</p> <p>今後も、障がい者自身が講師になることも含め、各講演会、フォーラムに最適な講師を選定してまいります。</p>	保健所精神保健支援室 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課